

幸手駅西口地区地区計画

名 称				幸手駅西口地区地区計画	
位 置				幸手市南三丁目の一部	
面 積				約 3.4ha	
地区計画の目標				本地区は、東武日光線幸手駅西口に位置し、幸手駅西口土地区画整理事業の進捗に伴い、市の玄関口にふさわしい賑わい空間の創出と周辺環境との調和が図られた街並みの形成を目標とする。	
区域の整備・開発及び保全の方針	土 地 利 用 の 方 針			駅利用の利便性を向上させ、商業サービスなどの都市機能の誘導を図るとともに、市の玄関口にふさわしい賑わい空間の創出と周辺環境との調和が図られた街並みを形成する。	
	建築物等の整備の方針			都市計画道路西口停車場線沿道に、市の玄関口にふさわしい賑わい空間の創出と周辺環境との調和が図られた街並みを形成するため、建築物等の用途の制限を定める。	
地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	区分の名称	A 地区 (近隣商業地域)	B 地区 (第一種住居地域)
			区分の面積	約 2.0ha	約 1.4ha

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの。 2 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が 50 m²を超えるもの 3 建築基準法別表第二（と）項第三号（一）から（十六）に掲げる事業を営む工場 4 倉庫業を営む倉庫 5 畜舎（床面積が 15 m²を超えるもの） 6 葬祭場、セレモニーホール	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1 畜舎（床面積が 15 m²を超えるもの） 2 葬祭場、セレモニーホール
--------	------------	------------	--	--

「区域及び地区整備計画は、計画図表示のとおり。」

理由 幸手駅西口土地区画整理事業の進捗に伴い、都市計画道路西口停車場線沿道の土地利用について、市の玄関口にふさわしい賑わい空間の創出と周辺環境との調和を図るため地区計画を定めるものである。